

小規模水道（案）

H16.1.16

	番号	項目	基準値(mg/l)	浄水
健康に関する項目	1	一般細菌	100個	
	2	大腸菌	検出されないこと	
	3	カドミウム及びその化合物	0.01 (4)	
	4	水銀及びその化合物	0.0005 (4)	
	5	セレン及びその化合物	0.01 (4)	
	6	鉛及びその化合物	0.01 (4)	
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 (4)	
	8	六価クロム化合物	0.05 (4)	
	9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 <4>	
	10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 (4)	
	11	フッ素及びその化合物	0.8 (4)	
	12	砒素及びその化合物 *3)	1.0 (4)	
	13	四塩化炭素	0.002 (4)	
	14	1,4-ジオキソベンゼン	0.05 (4)	
	15	1,1-ジクロロエチレン	0.02 (4)	
	16	1,1,1-トリクロロエチレン	0.04 (4)	
	17	ジクロロメタン	0.02 (4)	
	18	トリクロロエチレン	0.01 (4)	
	19	トリクロロエチレン	0.03 (4)	
	20	ベンゼン	0.01 (4)	
	21	クロロ酢酸	0.02 <4>	
	22	クロロホルム	0.06 <4>	
	23	ジクロロ酢酸	0.04 <4>	
	24	ジフルオロメタン	0.1 <4>	
	25	臭素酸	0.01 <4>	
	26	トリクロロメタン	0.1 <4>	
	27	トリクロロ酢酸	0.2 <4>	
	28	1,1,1-トリクロロエチレン	0.03 <4>	
	29	1,1,2-トリクロロエチレン	0.09 <4>	
	30	ホルムアルデヒド	0.08 <4>	
性状に関する項目	31	亜鉛及びその化合物	1.0 (4)	
	32	カドミウム及びその化合物	0.2 (4)	
	33	鉄及びその化合物	0.3 (4)	
	34	銅及びその化合物	1.0 (4)	
	35	ナトリウム及びその化合物	200 (4)	
	36	マグネシウム及びその化合物	0.05 (4)	
	37	塩化物イオン	200	
	38	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 (4)	
	39	pesticid 残留物	500 (4)	
	40	陰イオン界面活性剤	0.2 (4)	
	41	ジエチルベンゼン	0.00001 *1)	
	42	2-メチルイソプロピルアルコール	0.00001 *1)	
	43	非イオン界面活性剤	0.02 (4)	
	44	フェノール類	0.005 (4)	
	45	有機物(TOC) *2)	5	
	46	pH	5.8~8.6	
	47	味	異常でないこと	
	48	臭気	異常でないこと	
	49	色度	5度以下	
	50	濁度	2度以下	
		色濁り	
		残留塩素	(0.1mg/l以上)	
		臭い		
		味		

新規項目

- 毎日検査項目
- 1年に1回以上
- おおむね3ヶ月に1回以上（省略不可）
- <4> おおむね3ヶ月に1回以上
検査を行う必要がないと明らかである場合は1年に1回以上まで省略可
- (4) おおむね3ヶ月に1回以上
検査を行う必要がないと明らかである場合は3年に1回以上まで省略可
- *1) 藻類等の発生時期に併せて検査を実施
平成16年4月1日現在既存の水道施設に係る基準については、19年3月31日までは次のとおり
ジエチルベンゼン 0.00002mg/l
2-メチルイソプロピルアルコール 0.00002mg/l
- *2) 平成17年3月31日までの間は次でも可
有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） 10mg/l
- *3) 海水を原水とする場合は

